

岩手県告示第323号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和7年岩手県告示第151号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和8年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、同郡葛巻町、同郡岩手町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡普代村、九戸郡軽米町及び同郡洋野町
- 2 実施した期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 実施した基本測量の種類 電子基準点測量